

(別紙)

【現在多くの組合が行っている（法務局より「不適切」と指摘されている）手順（例）】

手順（概要）	問題点
第1号議案 平成〇〇年度事業報告書及び決算関係書類承認の件 第2号議案 平成〇〇年度事業計画、収支予算並びに経費の賦課及び徴収方法決定の件 他	
↓	
第〇号議案 理事及び監事選挙（選任）の件	
↓	
総会（総代会）を一時中断し、新たに選出した理事により理事会を開催し代表理事を選定	多くの組合では、定款にて役員任期を任期中の最終の決算期に関する通常総会（総代会）の終結の時まで延長していることから、新理事の任期は開始しておらず定款違反となる（有効な理事会の開催とならない）。
↓	
総会（総代会）を再開し代表理事（及びいわゆる役付理事）を紹介	
↓	
総会（総代会）終了	
↓	
総会議事録、理事会議事録、役員変更届書の作成・行政庁への提出及び代表理事変更の登記申請 等	代表理事変更の登記申請に際して、総会（総代会）の議事録及び理事会の議事録を添付するが、定款違反により開催された理事会による選出（予選）となるため受理されない可能性が高い。

《ポイント》

☆代表理事選定のための理事会は原則として総会（総代会）終了後に行う必要がある（代表理事が重任する場合を含む）。

☆理事の任期は総会（総代会）の「終結時」までであり、総会（総代会）終結前に、新たに選出した理事による理事会を開催して代表理事を選定することは「予選」に当たることから不適切な手順とされ、代表理事変更の登記申請が受理されない可能性が高い（新旧理事が全員同じ場合を除く）。

【適切な手順（例）】

手順（概要）
第1号議案 平成〇〇年度事業報告書及び決算関係書類承認の件 第2号議案 平成〇〇年度事業計画、収支予算並びに経費の賦課及び徴収方法決定の件 他
↓
第〇号議案 理事及び監事選挙の件
↓
総会（総代会）終了
↓
[総会（総代会）終了後の理事会の開催方法については、主に以下の3つから選択する必要があります] ①総会（総代会）出席者にそのまま待機していただき、別室にて理事会を開催し代表理事（及びいわゆる役付理事）を選定、総会（総代会）出席者に紹介 ②総会（総代会）終了後に懇親会等を実施する場合は、その準備の間に別室にて理事会を開催し代表理事（及びいわゆる役付理事）を選定、懇親会等にて紹介 ③後日改めて開催（総会（総代会）当日に、代表理事（及びいわゆる役付理事）の紹介はできません）

《ポイント》

☆理事全員の同意がない場合は理事会を開催することはできません（特に①及び②の場合に注意）。